

令和３年度第１回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施 設 名	別海町地域情報通信施設
施設所在地	別紙一覧のとおり
設置年度	平成１９年度
設置目的	高度情報通信社会に対応した高速情報通信環境を構築し、情報通信技術の活用による町民生活の向上と地域の活性化に資することを目的として設置。

指定管理者選任（内部）委員会審議結果		
候補者	住 所	別海町別海旭町４８番地
	名 称	株式会社オーレンス
	代表者	代表取締役 高橋 武靖
公募しない理由		本施設は、長距離高速無線網を利用し、地域住民にインターネット通信サービスを提供しており、平成２４年度から株式会社オーレンスが指定管理者として施設の管理・運営をしています。 管理及び運営にあたっては、近年の情報技術の発展や普及に伴う通信量の増加等に対応し、安定的な通信を維持することが求められることから、本施設の技術や知識を蓄積している同社が、引き続き指定管理することが適当であると考えます。 なお、同社は「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第５条第１項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定」及び「同条例施行規則」第４条の２第１項第６号の規定に該当することから、公募しないことが妥当と考えます。
指定期間		１年間（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで） 昨年度から、本町全域を対象とした光回線の整備を進めており、光回線の整備完了及び利用者の光回線移行完了に合わせ、本施設を廃止する方向での調整が必要と考えられるため、令和４年度の１年間が妥当と考えます。
指定管理料		なし。ただし、今後の加入者数及び運営状況次第では、協議のうえ指定管理料を支払うことも想定。

選定委員会意見	
候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	１年間が適当であると判断する。 (令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)